

「静岡県電子入札共同利用者協議会」総会

日 時：平成27年3月12日（木）
午後1時30分から
会 場：県庁西館4階第1会議室C

次 第

1 開 会

2 会長挨拶

3 議 事

第1号議案 平成26年度事業報告について

第2号議案 平成27年度事業計画について

第3号議案 副会長・副委員長 選任について

第4号議案 静岡県共同利用電子入札システム運営要綱 等
改訂について

第5号議案 電子入札システム共同利用規約 改訂について

4 その他 研究会の報告等

5 閉 会

協議会事業報告（平成 26 年度）（案）

1 平成 26 年度の主要事業

①システム運営状況の確認

共同利用センターが実施する、システムの保守や運用、カスタマイズ、ヘルプデスク等の業務契約状況と、システムの稼動状況や障害発生等の状況を確認した。

⇒「電子入札システム運営事業報告書」

②次年度の新システム運営事業・費用負担の検討

平成 27 年度の必要な事業費と費用負担について検討・調整した。

③利用団体の拡大

電子入札の普及を図るため、準会員に対して情報提供を行い正会員への移行を働きかけた。

⇒「電子入札システム利用開始予定調査表」

④電子入札システムの教育・普及

利用団体の職員及び入札参加者への教育・普及を図るための説明会開催等を支援し、ポータルサイトでの情報提供に努めた。

⇒「電子入札システム運営事業報告書」

未利用市町への働き掛けとして、H27. 2. 4 副市長会議・H27. 2. 9 定例市長会議・H27. 2. 13 町村会総会へ、「静岡県共同利用電子入札について」資料を配布した。

⑤LGPKI 暗号化アルゴリズム移行への対応

総務省（J-Lis）で進めている LGPKI 暗号化アルゴリズム移行対応を行った。

⑥新システムの活用

システム稼動にあわせ、新たな機能等追加し積極的活用を図る。

物品一般役務電子入札システム研究会（県・浜松市・静岡市・磐田市・掛川市・袋井市・富士市・富士宮市・裾野市・長泉町）。

⑦入札参加資格申請システムの運用

建設工事、土木施設維持管理業務に係る入札参加資格申請定期受付と建設工事、土木施設維持管理業務及び建設関連業務に係る入札参加申請随時受付を実施し、システム改良等により申請手続きのオンライン化の充実を図った。

⇒「入札参加資格申請システム（事業報告）」

2 総会・運営委員会開催実績

詳細⇒「電子入札システム運営事業報告書」

日付	会議名
平成 26 年 3 月 24 日	総会
8 月 4 日	第 1 回運営委員会 第 9 回物品研究会
10 月 7 日	第 2 回運営委員会 第 10 回物品研究会
12 月 22 日	第 3 回運営委員会 第 11 回物品研究会
平成 27 年 2 月 26 日	第 4 回運営委員会 第 12 回物品研究会

協議会事業計画（平成27年度）（案）

1 平成27年度の主要事業

①	システム運営事業	システムの保守や運用、カスタマイズ、ヘルプデスク等の業務状況と、システムの稼働状況や障害発生等の状況を確認する。
②	次年度事業検討	平成 28 年度のシステム運営事業及び改善項目について検討し、必要な事業費と費用負担について検討・調整する。
③	利用団体の拡大	電子入札の普及を図るため、準会員に対して電子入札に関する情報提供を行い、正会員への移行を働きかける。
④	電子入札の普及・教育	利用団体の職員及び入札参加者への普及・教育を図るため、参加自治体の説明会開催や啓発資料の作成等を支援し、ポータルサイト等での情報提供に努める。
⑤	次期システムの準備	H30年度のシステム更新に向けでの更新手法・方向性などを検討・計画する。
⑥	新システムの活用	物品一般役務電子入札システム研究会（浜松市 SaaS および工事システム試行の状況確認。）
⑦	入札参加資格申請システムの検討	法人ナンバーの導入や、しずおか電子申請システムの活用等、共同利用の形態の見直し・再検討を行う。 市町との共同利用に向け研究会を開催する。

2 スケジュール

	3月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
総 会	★												
運営委員会						★		★		★		★	
利用協定（利用市町）	◎												
①運営状況の確認	←—————→												
②次年度事業検討	←—————→												
③利用団体の拡大	←—————→												
④普及・教育	←—————→												
⑤次期システムの準備	←—————→												
⑥新システムの活用	←—————→												
⑦入札参加資格申請システムの検討 共同利用研究会	←—————→												

副会長・副委員長 選任

協議会・運営委員会役員表

第3号議案

協議会副会長

	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
1 静岡市			○																			○				
2 浜松市				○																				○		
3 沼津市					○																			○		
4 三島市	○					○																			○	
5 富士市		○					○																			○
6 富士宮市								○																		
7 磐田市									○																	
8 掛川市										○																
9 長泉町											○															
10 藤枝市												○														
11 島田市	○												○										○			
12 袋井市		○												○										○		
13 伊豆市			○												○										○	
14 伊豆の国市				○												○									○	
15 焼津市					○												○									○
16 御前崎市						○												○								
17 菊川市							○												○							
18 裾野市								○												○						
19 湖西市									○												○					
20 下田市										○												○				
21 函南町											○															
22 南伊豆町												○														
23 御殿場市													○													
24 伊東市														○												
25 熱海市															○											
26 河津町																○										
27 清水町																	○									
28 東伊豆町																		○								
29 県大井川広域水道企業団																			○							
30 県道路公社																					○					
31 県住宅供給公社																						○				

※副会長選出原則：利用開始開始順で、任期1年で、持ち回り。副会長は、主に総会での会長不在時の代理。

運営委員会副委員長

	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48
1 静岡市																										○
2 浜松市																										○
3 沼津市																										
4 三島市																										
5 富士市																										
6 富士宮市																										
7 磐田市	○																									
8 掛川市		○																								
9 長泉町				○																						
10 藤枝市					○																					
11 島田市		○																								
12 袋井市					○																					
13 伊豆市						○																				
14 伊豆の国市							○																			
15 焼津市								○																		
16 御前崎市									○																	
17 菊川市										○																
18 裾野市											○															
19 湖西市												○														
20 下田市													○													
21 函南町														○												
22 南伊豆町															○											
23 御殿場市																○										
24 伊東市																	○									
25 熱海市																		○								
26 河津町																			○							
27 清水町																				○						
28 東伊豆町																					○					
29 県大井川広域水道企業団																						○				
30 県道路公社																							○			
31 県住宅供給公社																								○		

※副委員長選出原則：利用開始開始順で、任期1年で、持ち回り。

静岡県共同利用電子入札システム運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡県電子入札共同利用者協議会（以下「協議会」という。）が協議会の目的に従い導入し、及び管理する静岡県共同利用電子入札システム（以下「システム」という。）の運営、管理及び利用について、必要な事項を定めるものとする。

(共同利用センター)

第2条 協議会は、システムの導入、運営及び管理を円滑に行うため、静岡県電子入札共同利用センター（以下「共同利用センター」という。）を静岡県交通基盤部建設支援局技術管理課に設置する。

2 共同利用センターは、協議会が定める事業計画に従い、次に掲げる業務を行う。

- (1) 電子入札コアシステムのリース及び保守に係る契約に関すること。
- (2) システムの開発及び保守に係る契約に関すること。
- (3) システムを構成する機器等の購入等及び保守に係る契約に関すること。
- (4) システムの運営に必要なインターネットデータセンター事業者との契約に関すること。
- (5) システムを利用する団体（以下「利用団体」という。）との協定に関すること。
- (6) 利用団体による別紙 申出書による契約に関すること。
- (7) 利用団体及び入札参加者からの問い合わせへの対応に関すること。
- (8) 毎年度事業報告書を作成して協議会に報告し、その承認を受けること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要があると認める業務。

3 共同利用センターの運営補助業務は、静岡県が決定した事業者に委託する。

(利用団体)

第3条 システムを利用する協議会の会員（以下「利用団体」という。）は、別途個別に静岡県とシステムの利用に関する協定を交わすものとする。

2 利用団体は、システムの利用に当たって、その円滑な運用に資するため、システムの運用に関する責任者（以下「システム責任者」という。）を設置し、その職氏名を共同利用センターに報告しなければならない。

3 システム責任者は、その属する利用団体におけるシステムの運用、安全性の確保及び機器等の保守管理について、必要な業務を行うものとする。

(利用の制限)

第4条 共同利用センターは、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、システムの全部又は一部の利用を制限することができる。

- (1) システムに対して外部からの不正な接続又は侵入が生じたとき。
- (2) システムの構成機器又はプログラムに障害が生じ、又はそのおそれがあるとき。
- (3) システムの管理上必要があるとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、共同利用センターが必要があると認めるとき。

2 共同利用センターは、前項の規定によりシステムの利用を制限しようとするときは、あらかじめその理由を利用団体に通知するものとする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

3 共同利用センターは、第1項の規定によりシステムの利用を制限した場合において、制限を解除したときは、速やかに利用団体に報告しなければならない。

(費用負担)

第5条 利用団体は、システムの導入及び運営に係る経費を、協議会の定めるところにより負担しなければならない。

2 共同利用センターは、システムの運営に係る収支を明らかにし、毎年度の終了後速やかに、協議会及び利用団体に報告するものとする。

3 利用団体がシステムの利用を年度途中で中止する場合、当該団体は中止年度までの負担金を支払うものとする。

(安全の確保)

第6条 共同利用センター及び利用団体は、連携してシステムの安全の確保に努めなければならない。

2 システムの安全の確保について必要な事項は、別に定める。

(調査及び監査)

第7条 協議会は、共同利用センターに対して、協議会が選任する監査委員の監査を実施することができるものとする。

2 協議会は、システムの開発、運営、保守等の状況について、共同利用センターへ報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、システムの運営、管理及び利用に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年3月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年3月12日から施行する。

別紙

申 出 書

第 号
平成 年 月 日

静岡県電子入札共同利用者協議会
事務局長 様

静岡県電子入札共同利用者協議会 正会員
XX市XXXX課長

XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXについて下記の通り、利用開始する事を申し出ます。

記

1. 利用期間：
平成 年 月 日から平成 年 月 日までとします。
2. 費用：
「別紙 (費用内訳)」のとおりになります。
3. 負担金：
負担金については、「別紙 (負担金内訳)」のとおりとします。
4. 利用機能：
「別紙 (機能一覧)」のとおりとします。

以上
担当 XX市XXXX課
担当者 電子 太郎
電話：XXX-XXX-XXXX
メール：xxxx@city.xxxx.shizuoka.jp

1 基本的な考え方

- (1) 利用団体は利用開始年度から経費を負担し、利用開始時期に関わらず当該年度分を負担する。
- (2) 経費は、
- ① 県と県の各外郭団体との間は、前年度の契約件数の比で按分して、県等とし
 - ② 県等と利用市町との間は、前年度の契約件数（市町件数は×0.8）の比で按分し、
 - ③ 各市町の負担額は人口比で按分する。
 - ④ 各利用団体 別紙 申出書による付加機能に係る費用は、その利用団体に加算する。
- (3) 経費種別は、
- ① システムの改良等の一時的な経費（以下「一時経費」）と、
 - ② 回線使用料・機器リース料・センター運営費等の経常的な経費（以下「運用経費」）と、
 - ③ 各利用団体申出により、付加機能に係る費用に、分類する。
- (4) 平成16年度の初期開発費及び、平成22～23年度の再構築費用の内市町負担分及び市町負担分相当分の県負担分を除く県単独負担分は一時経費の累計には含まない。
- (5) 一時経費は先行団体と新規加入団体とが公平となるように調整して負担する。運用経費は当該年度の利用団体のみで負担する。

2 負担額の算定方法

経費区分	計 算 方 法
一時経費	県等負担額＝当該年度一時経費×k 市町負担額計＝当該年度一時経費×（1－k） 各市町負担額＝当該年度までの全市町負担一時経費の累計×当該年度各市町人口／当該年度利用市町人口計－前年度までの各市町負担一時経費の累計 但し、負担を平準化するため、利用開始年度の負担額の30%を次年度負担にまわすこととする。
運用経費	県等負担額＝当該年度運用経費×k 各市町負担額＝当該年度運営経費×（1－k）×各市町人口／当該年度利用市町人口計

※ 県等負担率 k は、前年度の、県等（県契約件数と県の各外郭団体の契約件数の和）の契約件数と利用市町契約件数×80%の合計に対する県契約件数の比率とし、年度ごとに算定する。県の各外郭団体の契約件数は、ホームページ等で公開された件数とする。県と利用市町の契約件数は、建通新聞社発行「月刊建設 DATA」4月号掲載の前年度年間契約件数を基本とし、年度の途中で市町合併が予定されている場合は、合併時期に関わらず対象市町の合計件数を使用する。政令市に移行した初年度の契約件数は、県との間で相応の調整をする。

※ 各市町の人口は、契約前年9月に静岡県統計部局が公表する市区町別推計人口表を基本とし、年度の途中で市町合併が予定されている場合は、合併時期に関わらず合併後の推計人口を使用する。

3 適用期間

本負担方法は、平成27年度から29年度まで適用し、平成30年度以降分については見直しを行う。

電子入札システム共同利用規約

(目的)

第1条 この規約は、静岡県共同利用電子入札システム運営要綱第8条の規定に基づき、利用団体が静岡県共同利用電子入札システム（以下「システム」という。）を利用するために必要な事項を定める。

(利用開始の時期)

第2条 新たに利用開始を希望する団体の利用開始時期は、システムの運用状況を踏まえて、協議会の運営委員会において協議し決定する。その場合、遅くとも利用を開始する前年度の7月末日までに協議会事務局へその旨の申し入れをしなければならない。

(利用時間)

第3条 システムの利用可能時間は、原則として平日の午前8時30分から午後9時までとする。

(セキュリティの確保)

第4条 利用団体は、別に定めるセキュリティ規約を遵守してシステムを利用するものとする。

(帰属情報の取扱い)

第5条 利用団体は自己に帰属する情報についてすべての責任を負うものとする。

2 利用団体は、システムの運営上やむを得ない場合には、自己に帰属する情報を、共同利用センター及びその受託者が調査し、必要がある場合には修正を行うことを認めるものとする。ただし、この調査等を行う場合、共同利用センターは当該利用団体に緊急の場合を除いて事前通知するとともに、その終了後遅滞なく結果を報告するものとする。

(禁止事項)

第6条 利用団体は、相互の信頼に基づき「個人情報の保護」等の条例・規定等を遵守してシステムを利用するものとし、目的外利用、他の利用団体の情報又は虚偽の情報による利用、不正なアクセスやウィルスの送付、故意によるシステムの管理及び運営の妨害や破壊などを行ってはならない。

(電子入札の種別)

第7条 電子入札の種別は、建設工事及び関連業務委託（建設関連物品を含む）並びに物品及び一般役務とする。

(電子入札件数管理)

第8条 利用団体は、電子入札の種別毎の当年度の電子入札実施件数と来年度の実施予定件数を、協議会事務局に報告する。

附 則

この規約は、平成17年4月28日から適用する。

附 則

この規約は、平成27年3月12日から適用する。